

海外療養費の支給申請について

国民健康保険（国保）に加入されている方が、海外渡航中に病気やケガで治療を受け医療費を支払った場合は、国保に申請すると、審査により保険適用と認められた部分のうち国保負担分（7～8割）が支給されます。

治療を目的として渡航した場合や日本国内で保険適用と認められていない治療（人工授精などの不妊治療・性転換手術・最先端医療・自然分娩など）は支給対象外です。

< 必要書類 >

ご申請の際、受診者の保険証、世帯主名義の金融機関口座の分かるもの（通帳など）および次の～（は受診者本人に記入いただく必要があります）をお持ちください。は窓口でございます。

公金受取口座への振り込みをご希望の場合は、世帯主の個人番号欄の記載が必要となりますので、マイナンバーカードをご持参ください。

国民健康保険療養費 支給申請書（様式有）	・受診者ごと、医療機関ごと、診療月ごと、入院・外来ごとに必要です。
診療内容明細書 【Form A】（様式有） 原本	・担当の医師が記入、署名したものです。 ・医療機関ごと、診療月ごと、入院・外来ごとに作成してもらってください。 ・外来の場合、個々の受診日の記載が必要です。 外国語で記載されている場合は、日本語翻訳文が必要です。
領収明細書 【Form B】（様式有） 原本	・担当の医師が記入、署名したものです。 ・医療機関ごと、診療月ごと、入院・外来ごとに作成してもらってください。 ・「その他」の項目は具体的な記入が必要です。 外国語で記載されている場合は、日本語翻訳文が必要です。
領収書 原本	外国語で記載されている場合は、日本語翻訳文が必要です。
パスポート 原本	・渡航事実のわかるパスポートの提示が必要です。 パスポートに入国・出国のスタンプが押されない場合は、搭乗券など入国・出国の日付のわかる資料を併せてお持ちください。
調査に関する同意書 （様式有）	現地の医療機関などへ受診状況などについて確認させていただく場合があるため、受診者本人が記入した「調査に関する同意書」を提出していただきます。 受診者が未成年の場合は親権者、本人が成年被後見人の場合は成年後見人、本人がお亡くなりになっている場合は、法的相続人が署名・押印し、併せて証明書類を提出してください。

海外渡航前に 診療内容明細書（Form A）・ 領収明細書（Form B）を窓口や区のホームページからダウンロードまたは郵送によりご入手のうえ、受診時に現地の医療機関に全ての項目の記載を依頼してください。

保険適用可否の審査のため、診療内容明細書・ 領収明細書・ 領収書について翻訳が必要です。翻訳はどなたがされてもかまいませんが、翻訳文には翻訳者の住所・氏名を記入してください。なお、翻訳費用は支給対象外です。

裏面へ続く

< 申請方法 >

受診者が帰国後に、次の窓口にて申請してください。(郵送申請はできません。)

こくほ給付係(区役所本庁舎3階) または こくほ石神井係(石神井庁舎2階)

申請内容について確認する場合がありますので、説明できる方がお越してください。

申請受付から支給(口座振込)まで3か月程度かかります。

(内容によっては審査にお時間をいただきますので、3か月以上かかる場合があります。)

支給金額の海外への送金はできません。

< 申請期限 >

海外で医療費を支払った日(領収書の日付)の翌日から2年間です。

< 支給金額の計算方法 >

項目ごとに保険適用の可否を判断します。差額ベッド代・救急車費用・日用品費・税金・文書料・通信費・カード代などは日本国内での受診同様、支給対象となりません。

支給額は、日本国内の保険医療機関で同様の疾病などについて診療を受けた場合の医療費を標準(標準額)として、その標準額と海外で実際に支払った医療費を比較して低い方の額から自己負担相当額を控除した額です。

日本と海外で医療体制や治療方法等が異なるため、実際に海外で支払った医療費の保険負担分の金額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。

海外療養費ご申請の前に再度ご確認ください

☑チェック項目

受診時に練馬区国民健康保険の資格がある。

治療目的の渡航ではない。

療養を受けた人が、療養を受けてから日本に帰国している。

パスポートに出入国のスタンプが押してある。(スタンプがない場合は、航空券の控えまたは、「出入国記録の開示請求」により渡航の証明をしていただく必要があります。)

FormAを医師に漏れなく記入してもらっている。または、それに代わる書類がある。

(月ごと、医療機関ごと、受療者ごと、入院外来ごと)

FormBを医師に漏れなく記入してもらっている。または、それに代わる書類がある。

(月ごと、医療機関ごと、受療者ごと、入院外来ごと)

領収書をすべて保管している。

FormBと領収書の金額が一致している。

FormA、FormBおよび領収書などの添付書類に和訳がされている。

すべての項目に該当しない場合、申請受付できない場合がありますのでご了承ください。

日本国内に住所を有しているものの、複数年にわたり長期の国外滞在を繰り返している等の理由により、練馬区内に生活の拠点を有していないと判断される場合は海外療養費の支給が出来ないこともあります。

窓口での審査には時間がかかりますので、お時間に余裕をもってご来庁ください。

【問い合わせ先・申請先】 練馬区役所区民部国保年金課こくほ給付係(本庁舎3階)

: 03 - 5984 - 4553 (直通)